令和5年度 第1回茂原市空家等対策協議会



・日時:令和5年7月11日(火)13:30~

・場所:茂原市役所 8階801会議室

本日の内容



議事空き家の予防・抑制・利活用について

報告1 空き家対策の経過報告について

報告2 特定空家等への経過報告について

議事空き家の予防・抑制・利活用について

- ①令和5年度の空き家相談会について
- ②空き家の適正管理に関する協定について
- ③空き家バンク・情報提供制度・アンケート実施
- 4空き家に関する補助制度について

令和5年度空き家相談会の開催について



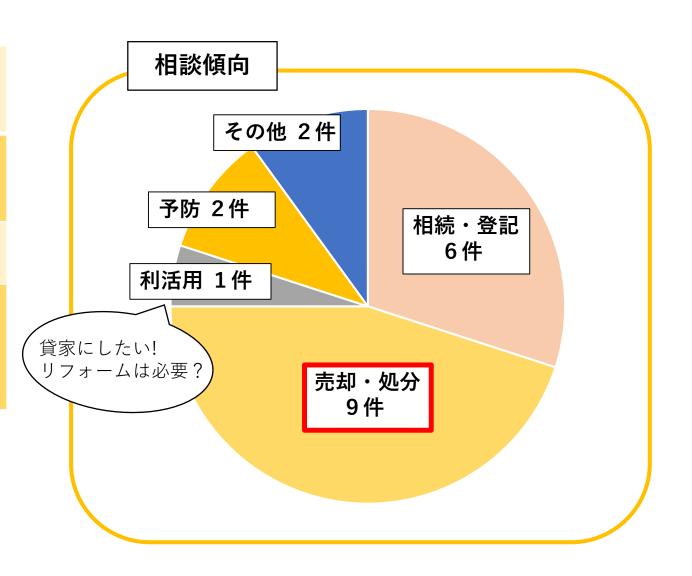
目的

空き家所有者等の悩みに対し、 専門的な知識で多角的なサポート を行う。

令和3年度開催

日時	令和3年11月14日(日)		
場所	茂原ショッピングプラザ アスモ1Fセンターコート		
相談数	2 0 件		
相談員	宅建協会 2名 不動産協会 2名 司法書士会 2名		





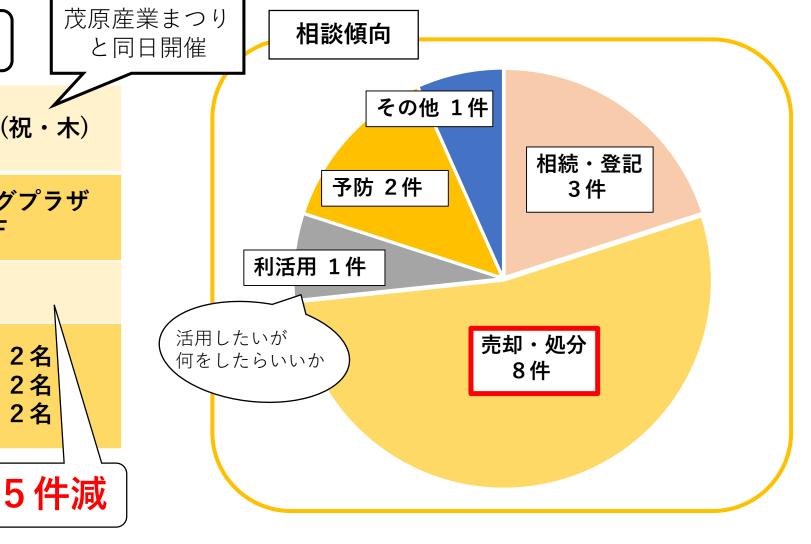
2名

2名

2名



令和4年度開催



- ・会場の位置が分かりづらい?
- ・限定的な開催期間?

令和5年度開催

令和5年9月30日(土)、10月1日(日) 日時 カインズホーム<u>防災フェア会場にて</u> 場所 9月30日(土) 10月1日(日) 相談員 後援団体より 後援団体より 3名 3名

2 日間 その他フェア参加予定 〇消防・警察・自衛隊等 〇茂原市耐震相談会 日本本はま 地震体験車設置予定

相談が寄せられる空家

- ・半数は雑草、樹木の繁茂
- ・長期放置され管理不全空家

予防

所有者による 定期的な管理が必要

管理不足の原因 所有者の問題・悩み

- ・遠方に住んでいて管理できない
- ・高齢・身体的理由で管理できない
- ・どこに依頼していいかわからないなど



令和5年度中

空き家等の適正な管理の推進に関する協定 (案)

- ・協定先 : (公社) 茂原市シルバー人材センター
- ・提供業務:空き家の見回り 除草作業・庭木の手入れ 簡易な修繕

所有者が依頼

所有者の問題・悩み解決

- ・管理不全空家の予防・抑制
- ・良好な生活環境の確保



啓発活動



あなたの **空き家** は 大丈夫ですか?

空き家を放置すると、倒壊や庭木の繁茂、害虫の発生、 有害鳥獣の住処等により、近隣の方々等に迷惑をかける 可能性があります。

空き家の所有者等には、適正に管理する責任があります。 空き家が原因で近隣の方々等に被害を及ぼしてまった場合は、空き家所有者等の責任となる場合があります。

空き家をお持ちの方は、近隣の方々等に迷惑をかけない よう、日頃から適切に管理しましょう。



市の役割

協定により積極的な 情報発信が可能に



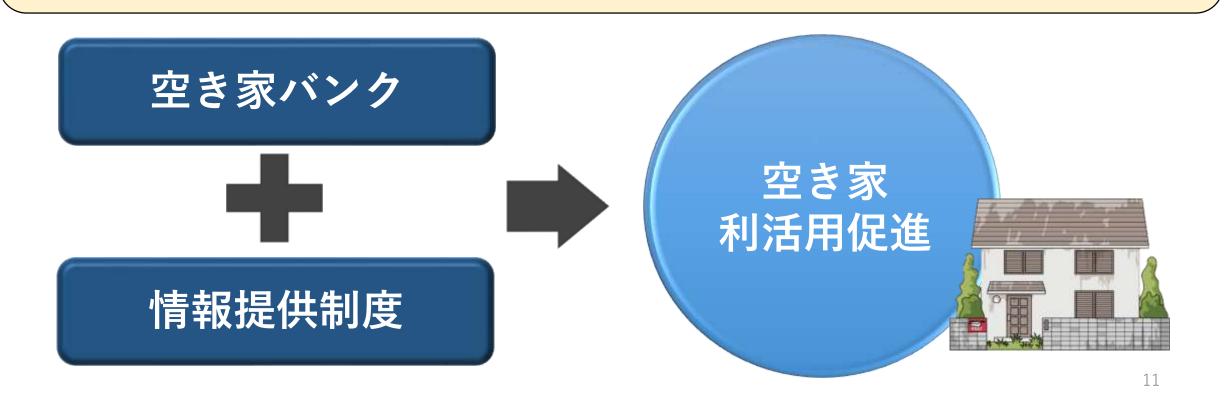
広報·周知



予防・抑制の促進

空き家の利用・活用

空き家所有者の悩みや利活用をサポートして流通を促す!管理不全の空き家の発生を未然に防ぐ!



令和5年4月1日より

空き家バンクについて

企画政策課

書築課

令和5年4月1日時点

登録件数1件

令和4年度中新規登録2件 うち1件は売買成約済み 空き家対策とく

令和5年6月末時点

新規登録2件+相談・登録手続き中3件

分

※現在売買契約見込み

昨年度より良いペースだが…

まだまだ物件不足!

・空き家バンク周知活動中!(空き家所有者向け)





・空き家バンク周知活動中! (移住・定住者向け)











利用・活用・空き家バンク周知活動中!



利用・活用・空き家バンク周知活動中!

移住・交流推進機構 **JOIN**

のウェブページにて

掲載中

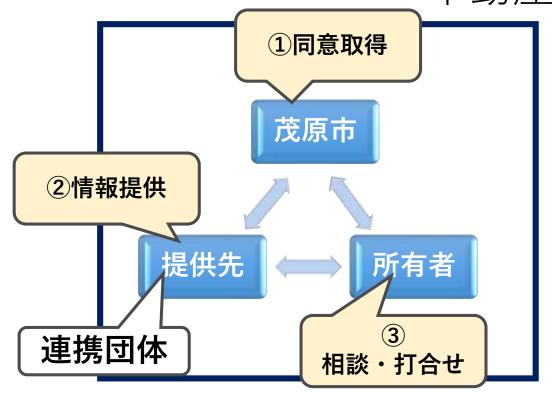




情報提供制度について

協定の締結状況:宅建協会

令和5年3月23日締結 不動產協会 令和5年5月17日締結





相談事例等を基に踏まえながら 悩みを把握し、連携協定を他団体

とも拡大。

空家等の所有者に対するアンケートの実施

- ・ 令和 4 年度空家等調査結果を基に利活用可能な 100件程度に対し、アンケート調査を実施予定。
- ・所有者の意向の確認
- ・処分、活用等の意識 がある方は空き家バンク、 ▶情報提供制度を案内



制度に弾みを付ける!



空家等の所有者に対するアンケートの実施

・アンケート(案)

	書物の利用状況について
空き家に関するアンケート調査のお願い 平家より定規中の住宅村政にご期報ご協かいただき、ありがとうございます。 交流のでは、交き家の「将来・原用」のため、改造者と空家等発薬の構造に関する協定を 最初している団体に対して、玄主家年有者の同意がある場合に殴り、その玄主家の疾有者等	おおたた文は関係表示所も、管理していると思われる意味の所在地域、下記のとおりです。 ご確認いただす。例かが本と場合は一直機で消しては正してください。 也以待の説明は、この理性についてご同答ください。 社会技術の研究地 1 認いのアンケーシの同答者の近名・住場・電温番号を下の際にご定入ください。 ふりテと 近
 ご記入にあたってのお願い 1、このアンタートの回答は、封隣の完名のご永太又は当該制作(建物)の管理者が 行っててださい。 2 ご問答は、封英のない場合は設関さとにあてはまるものの番号とご如をご記入く ださい、また、「その他」にあてはまる場合は、その内容を () 内に良体的に ご記入してください。 3 ご記入いただいたアンケート間は、同料の表限印刷開に入れ、等手を貼らず。 参加3年 月 日 () まつに投版してください。 4 ご記入いただいた四百は、個人情報の確認に関する法律に基づき。差切に管理 し、日的外に使用することはこざいません。 5 このアンタートは、世介に基づく国産を行い、世情又は土地に関する固定資本税 の情報表読者の方に流行しております。 6 このアンタートに関するお問合せは、下記の関合を失まつお願いします。 	対象の例的対象について、適当するもの1つに○を並入してください。 対象の例的対象について、適当するもの1つに○を並入してください。 対象の場合しているいが、最後の解析している 対象を解析しているが、の、この間略を解析又は管理している が動きを得るしているが、の、この間略を解析又は管理している が成しておらず、無明や管理していない。 が成れにおよっず、無明や管理していない。 が表を持てこめなりがない。 がまの前(

第6 二の機特を利用しなくなっている まい。	単田について、 <u>TE2468</u>	<u>のすらて</u> は○全記人してもだ	3. 空き家の所有者等情報の提供について	
分割用していた人が、粉磨入間。	・施設人所したたの		(間10) 夜期市上最終し、生き実践駅に限り組む団体に対してあなたの所引	
21. 利用していた人が、たくなっ	556		精報(このアンケート回答内容等)の発酵を行うことを希望しまり	た。該当するものも
31 別の住房に転切したため			つに○水配入にてただまい。	
41 転動等で採用不在であるため			1) を当てる - 別紙対象器を配入し、対異に同時してください。	1
計 質別的性であるが、耐土がい	2.11光桥:		CHARLES OF SACING CONTRACTORS OF THE	
前 直段は利用していない (別荘やサカンドハウスなどとして利用)		3) 电位子4/1 - 動計や新編をCESA*		
71 その他(11			
			※子記の団体に対して、特別製造を行います。	
今後の空き家の利活用について		度別市と生余等対策の推進に関する協定を締結している30件(金包)	中 自来吸收	
第7.与後の建物の利用について、計当	FELDENCE TRUE	D. () REPAIR	 一般社団は人工業局主地建物取引業協会。九十九届支部 	
Chiefer	A 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	6-1 C15446000	 会在比II店人会并本下無理報会 千葉県本澤 	
日 花様にたい つ (情報	E-Months	(7)	※夜間市から情報監例を行うことにより、団体に可提する技能事業表示	らめなたに連絡する
TO REACT COLUMN		11000	ことがありますので、香架される取り引き中型調を適めていただけま	7.
1) 班上かり - (後望		(*I)	※所有書等情報の提出の詳しい内容は、実施知品書の仕取せご確認くた	din
41 BLESSON - OND	1	1		
Mo# 16			期11. 単便されない機由について、独内するものすべてに○を記入しても	是在社会
			 継人情報が何期事業者に知わることが不安だから 	
98.光厚文を貸し出したの募集につい	C. MEYSCOISED	FRIAL COMPAN	25 適応をする民間事業者の人情を対応等が事前に分からないから	
1) 関に推動している			30、増物の光却・真変を検討していることを対論社例に知られたくな	A Official
21 事業にていない			 既に不動産会社への光炉を収扱の拡展・包含を行っているから 	
11 € OM (30		3) 連邦中書程をしても、彼辺な金額を関ることができまりにないか	W.
			前 好きな時に利用や場合ができなくなるから	
194.建糖品鲜新维达554世。简析于各	FOI DECREATER	es.	び数や家別適目など落てられないものがあるから。前 前人に更る又は数すことに抵抗があるから。	
11 種類が活用方面について。ア	にバイスを開放を必要なし、	C116	9) 別数等の無利期名が整理できていないから	
却 必要としていない			100 主命体(100
30 その他工	1		100, 2-018 (60
			間19、現底のの乗り組対策や住宅政策について、ご登具・ご請募がありま	したら、ご思えくと
			5200	
			2.7	
			アンケートは以上です。ご協力ありがと	Complete A

現行の空き家に関する補助制度

空き家バンク登録物件リフォーム補助		
交付条件	空き家バンクを利用して <mark>購入した</mark> 空き家を定住又は定期的に滞在することを目的とし、転入や市内業者を利用して改修するもの	
補助対象者	・空き家バンクの <u>利用登録者</u>	
補助対象額	・最大 <mark>5 0</mark> 万または改修費の1/2 のいずれか低い額	

国庫補助等の利用を行い、**賃貸借物件への対応**等、現行の補助要件の拡充を目指します!

国庫補助の条件

- ・空家等を公益性が高い社会資本の整備にあたる「<u>移住・定住の促</u> 進」に資する内容で改修するもの
- ※その他条件確認中



報告1 空き家対策の経過報告について

- ①空家等対策協議会について
- ②所有者(相続人)不存在空家
- ③空き家活用による「まちの活性化」
- ④ 著しく管理不適切である空家等への重点措置

23

茂原市空家等対策計画

茂原市空家等対策計画

令和2年3月

茂原市

『目的』

市民の生活環境の保全や空き家問題についての考え方を明確にし、空家等対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため

『位置付け』

本計画は空家等対策の推進に関する特別 措置法(以下「法」という)第6条に規 定する「空家等対策計画」

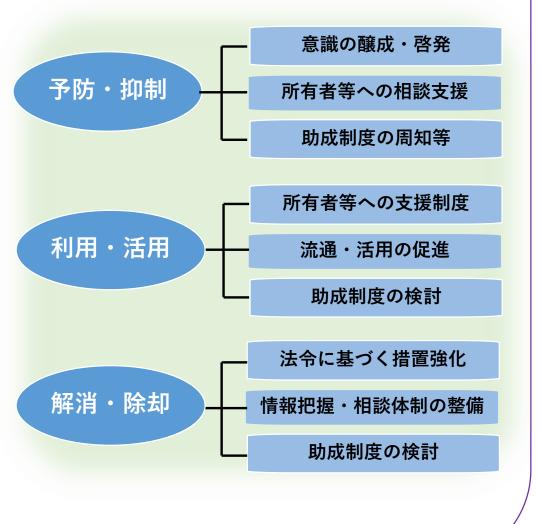
『計画期間』

計画期間は、令和2年度から令和6年 度までの5年間

『計画の対象』

対象とする空き家は、法に規定された 「空家等」と「特定空家等」で、主に一 戸建ての住宅を対象

『対象の地区』



<u>令和5年6月14日、</u>「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部 を改正する法律」が公布 (※半年以内に施行予定)

- ※一部抜粋
- ・空家等活用促進区域の指定 市区町村が区域や活用指針を定める 前面道路の幅員規制や用途規制を合理化



市区町村長がNPO法人等を<mark>空家等管理活用支援法人</mark>に指定 所有者等への普及啓発、市区町村から情報提供を受け所有者との相談対応

<u>・特定空家化を未然に防止する管理</u> 放置すれば特定空家になるおそれのある空家等(<mark>管理不全空家等</mark>)に対し、 指導・勧告[※]が可能に

※勧告された管理不全空家は、固定資産税の<u>住宅用地特例(1/6等に減額)を解除</u>



相続財産清算人制度を活用した

所有者(相続人)不存在空き家の解消

相続財産清算人制度とは?

・<u>利害関係人の申立て</u>により、家庭裁判所によって不在者財産の清算を行う者 (弁護士・司法書士等)が選任される制度

申し立てに関する経費

予納金

100万円

官報公告料

5,075円

印紙代

800円

切手代

1,160円

予納金の用途

- ·清算人の業務報酬 <u>30万~</u>
- ・土地建物の管理費用
- ・登記関係費用

等々・・・

※**財産の売却益等**の範囲内で済んだ場合、 残った予納金については**返却**

相続財産清算人制度を活用した所有者(相続人)不存在空き家の解消

14件 問題なし 不存在空き家 の総数 46件 3 2 件 抵当権等・筆多数・無接道他 現在進行形で 增加中!

- ・今年度より開始
- ・年 5 件ずつの申立て
- ・3年で計15件の清算人を申立てする

相続財産清算人の申立て状況

※令和5年5月末時点

4 件/1 4 件 申立て中

地価、建物状態等を 調査し、評価の高い ものから申立て中









今後の課題

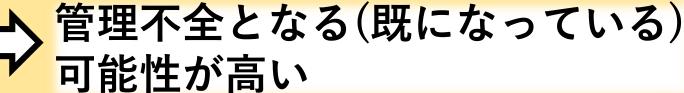
申立て問題あり

3 2 件

抵当権等・筆多数・無接道他



・申立て問題あり物件 について



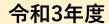
※債権者等により相続財産清算人が付けられる場合もあるが…

市が申立てを行う場合、予納金の<u>返還無し</u>、解体費用等の 負担が発生するおそれが…

・不存在空き家自体も毎年増加…

報告1 令和5年度の空き家対策の経過報告について③空き家活用による「まちの活性化」

市民・民間事業者の活力による空き家利活用の促進



まちの活性化 グランドデザイン 令和4年度

展示会

千葉大学 委託



市民意見を取入れた空家の活用方法の検討









研究成果を市民へ 展示・報告





報告1 令和5年度の空き家対策の経過報告について③空き家活用による「まちの活性化」

現在

民間事業者による空き家活用が検討がされている

3

ビジネスコンテスト

空き家利活用



地元高校と連携し、地元の課題抽出・提案



#SASS参画を発想した想い

#SASS參画

- ・若者世代のシピックプライド(茂原要)の醸成。
- ・中高生の相互のつながりを創出。
- 長い目で見て教育から変えていく。

拠点の形成

- 地域のために活動でき
- る拠点
- ・多世代が集まるサロン・高齢者の活躍の場
- ・両師省の治維の場 (技術・知識の伝承)

持続可能な社会に

- ・若者・Uターン人口の増加・多世代が相互に助け合うま
- ・安全性・防災性の高いまちづくり



新たな事業の起業を目指す若年層へ 空き店舗を拠点施設としてリノベーションし提供

民間活力による

空き家活用 雇用の創出

コミュニティの活性化

空き家情報 の提供

著しく管理不適正である空家等への

重点措置ついて

著しく管理不適正な空家等とは

特定空家等、および特定空家等の候補となる空家等

第1次茂原市空家等 対策実施計画

> 令和4年3月 茂原市

特定空家等:

保安上、衛生上、景観上有害となるおそれがあり、放置することが 不適切である状態にあると認められる空家等をいう

【実施計画内の目標】

著しく管理不適正な空家等(**67件**)を 令和6年度末までに**17件**減少させる。

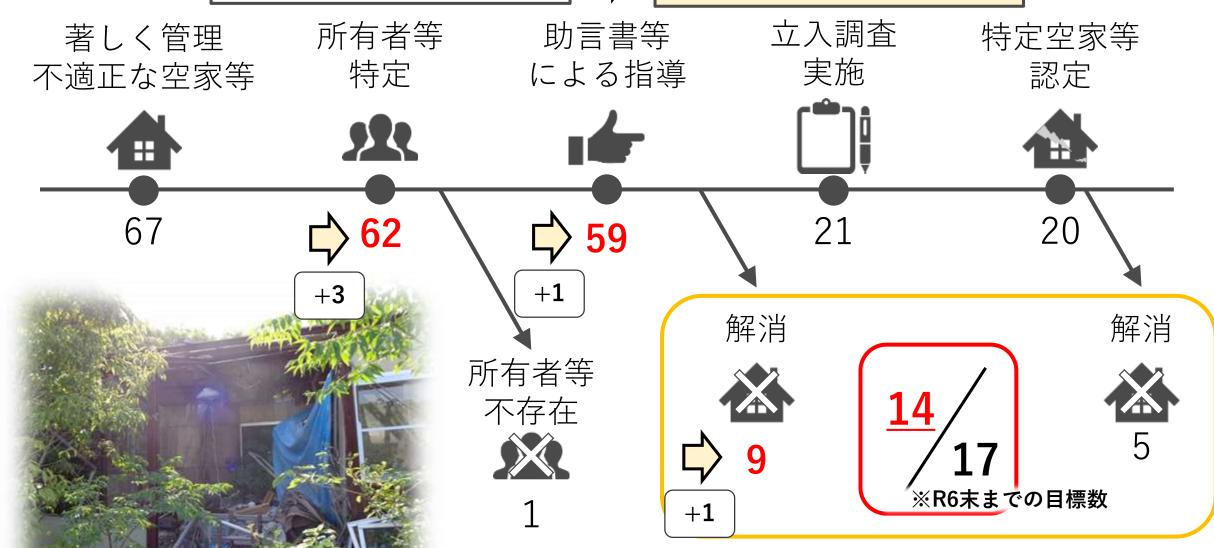
④著しく管理不適切である空家等への重点措置

2. 解消状况

令和5年2月末時点



令和5年6月末時点



長尾

